

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
油水分離槽清掃	弘前駐業-Z000101		
	大臣承認	年	月 日
	作成	22年	6月 14日
	変更	令和6年	4月 10日
	作成部隊名	弘前駐屯地業務隊	

1 場所：弘前市大字原ヶ平字山中18-117 陸上自衛隊弘前駐屯地内

2 適用範囲：本仕様書は陸上自衛隊弘前駐屯地で行う油水分離槽清掃に適用する。

3 履行期限：調達指定書による。

4 清掃内容

(1) 清掃箇所

調達要領指定書による。

(2) 清掃要領

- ① 油水分離槽への流入管は高圧洗浄により付着物除去を行う。
- ② 油水分離槽は、高圧洗浄及びブラシ等により壁及び仕切、底部の付着物除去を行う。
- ③ 槽内の上部油分及び下部汚泥等沈殿物、洗浄水をバキューム車等により汲み取る。
- ④ 清掃完了後、油水分離槽が機能するレベルまで充水する。

5 一般事項

- (1) 装置の機能保持上当然必要な技術上の処理は行うものとし、疑義が生じた場合は監督官と協議によるものとする。
- (2) 既存施設を破損させた場合は、監督官へ直ちに報告し、その指示に従い速やかに復旧すること。
- (3) 軽微な変更については、金額の増減を行わない。
- (4) 清掃作業の際、不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官へ報告し、協議すること。清掃作業の範囲を越える修理等の措置が必要な場合は、別途とする。
- (5) 請負者は、事前に監督官と協議し、承認を受けた後、着工するものとする。
- (6) 請負業者は、入門を必要とするすべてのものに対し、部内規定に基づき手続きを行うよう指示すること。
- (7) 工程ごと主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し工事写真帳に整理し、原版とともに提出するものとする。
- (8) 請負業者は、やむを得ず17時以降に作業が及ぶ場合は、事前に監督官の了解を受けて実施するものとする。
- (9) 災害予防については、関係法令等に基づき十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにし、突発事故が発生した場合は、速やかに監督官及び関係部署に報告し、事後の措置を行うこと。なお、災害事故については全て請負業者の責任とし、部隊側としての賠償は一切行わない。
- (10) 既存施設を破損させた場合は、監督官へ直ちに報告し、その指示に従い速やかに請負者の負担により復旧を行うこと。
- (11) 電力及び水を使用する場合は、部隊の規則に基づき契約担当官と契約を行い、請負業者においてメーター取付・配管を実施し、監督官の確認を得た後、使用するものとする。
- (12) 請負業者は、受注後速やかに産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書を官側と結ぶこと。

6 特記事項

- (1) 清掃完了後に油水分離槽へ充水する際、清掃前の油分を含まない中間水を汲み置きし、使用するものとする。これによりがたいものは、事前に官側と協議するものとする。
- (2) 汲み上げた汚泥等は官側が数量を確認し、産業廃棄物管理票を交付した後に処分場へ搬出する。
- (3) 本役務は、官側が産業廃棄物管理票B票からE票までの返送を受け、処分が適正に行われたことを照合・確認した時点で完了とする。

7 提出書類

- (1) 着手届

- (2) 工程表
- (3) 現場代理人等指名通知書
- (4) 役務日誌
- (5) 役務完了調書
- (6) 産業廃棄物管理票
- (7) 写真（作業工程表ごと作業前・中・後、及び使用資材・発生材等を撮影したもの）
- (8) 産業廃棄物委託契約書（収集運搬及び処分）
- (9) その他官側が指示するもの。

調 達 要 領 指 定 書			
件 名	油水分離槽清掃	作 成	令和6年4月10日
		作成部隊等名	弘前駐屯地業務隊

3 履行期限

令和6年7月31日

作業実施日時については、官側と調整

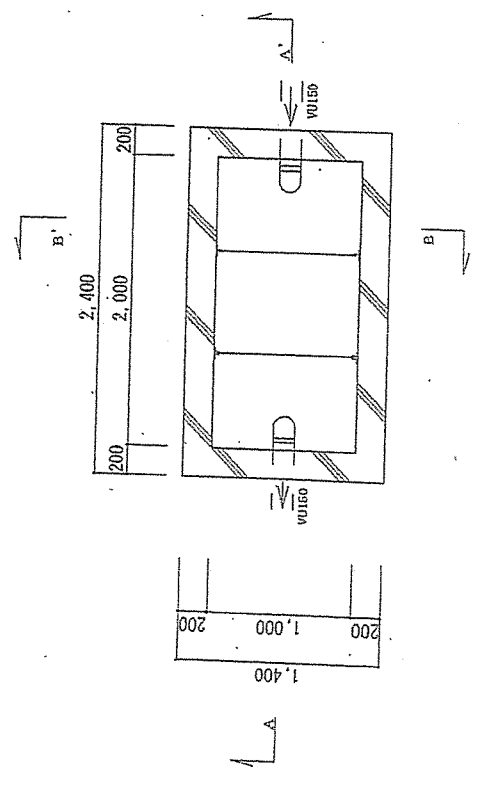
4 (1) 清掃箇所

駐屯地隊員食堂油水分離槽 (別図①②参照)

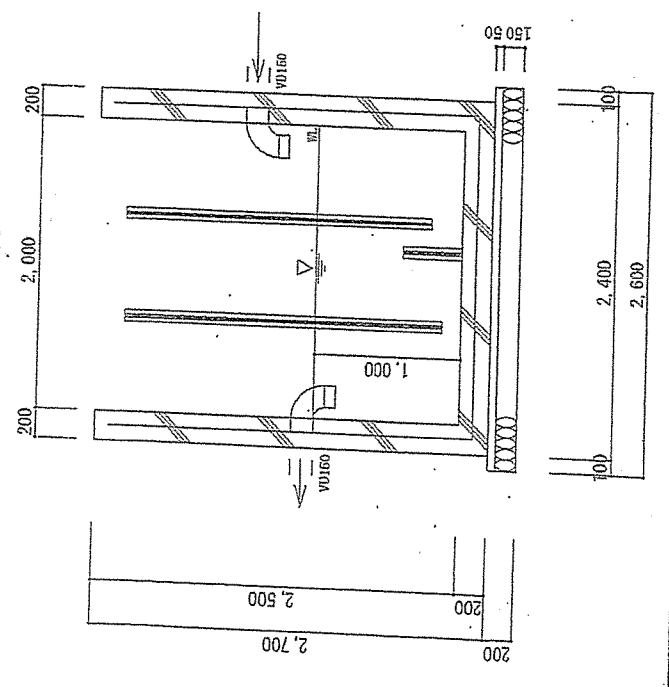
2

油分離槽詳細圖

平面圖
S=1:50



A-A' 断面圖
S=1:50



B-B' 断面圖
S=1:50

